

大阪広域水道企業団議会 8 月臨時会 提出予定議案

○議案

番号	名 称	概 要
第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	○水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入するに当たり、新たに指定更新手数料を定めるとともに指定手数料及び指定証再交付手数料を統一するほか、所要の改正を行う。

○人事案件

番号	名 称	概 要
第 2 号議案	監査委員の選任同意の件	○企業団の監査委員（2名）の選任について同意を求めるもの。

○報告

番号	名 称	概 要
第 1 号報告	平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告する。
第 2 号報告	平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告する。

令和元年

第2回大阪広域水道企業団議会
(8月臨時会)

提出議案

(第1号議案～第2号議案)

(第1号報告～第2号報告)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件・・・・・・・・・・	4
第 1 号報告	平成 30 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・・・・・	5
第 2 号報告	平成 30 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・	8

第1号議案

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前					
別表第5（第43条関係） 1～5（略） 6 田尻水道事業	別表第5（第43条関係） 1～5（略） 6 田尻水道事業					
<table border="1"> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(2) <u>設計審査及び工事検査手数料</u> 1件 1,000円</td> </tr> </table>	(1) (略)	(2) <u>設計審査及び工事検査手数料</u> 1件 1,000円	<table border="1"> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(2) <u>設計審査手数料</u> 1件 1,000円</td> <td>(3) <u>工事検査手数料</u> 1件 1,000円</td> </tr> </table>	(1) (略)	(2) <u>設計審査手数料</u> 1件 1,000円	(3) <u>工事検査手数料</u> 1件 1,000円
(1) (略)	(2) <u>設計審査及び工事検査手数料</u> 1件 1,000円					
(1) (略)	(2) <u>設計審査手数料</u> 1件 1,000円	(3) <u>工事検査手数料</u> 1件 1,000円				
7～9（略）	7～9（略）					

第2条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の構造及び材質)	(給水装置の構造及び材質)
第12条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第6条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。	第12条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第5条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。
別表第5（第43条関係）	別表第5（第43条関係）

1 泉南水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料
1件 2,000円
- (4)~(8) (略)

2 四條吸水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料
1件 2,000円
- (4)~(8) (略)

3 阪南水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料
1件 2,000円
- (4)~(7) (略)

4 豊能水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件
10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料
1件 2,000円
- (4)~(8) (略)

5 忠岡水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料
1件 2,000円
- (4)~(6) (略)

6 田尻水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料
1件 2,000円
- (4) (略)

1 泉南水道事業

- (1) (略)
- (2)~(6) (略)

2 四條吸水道事業

- (1) (略)
- (2)~(6) (略)

3 阪南水道事業

- (1) (略)
- (2)~(5) (略)

4 豊能水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件
20,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料
1件 2,600円
- (3)~(7) (略)

5 忠岡水道事業

- (1) (略)
- (2)~(4) (略)

6 田尻水道事業

- (1) (略)
- (2) (略)

7 岬水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件
10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円
- (4)・(5) (略)

8 太子水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円
- (4)~(6) (略)

9 千早赤阪水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
1件 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円
- (4)~(8) (略)

7 岬水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件
10,500円
- (2)・(3) (略)

8 太子水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円
- (3)~(5) (略)

9 千早赤阪水道事業

- (1) (略)
- (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円
- (3)~(7) (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件

次の者を大阪広域水道企業団監査委員に選任することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

氏 名 小田 利昭
現住所 堺市
生年月日 昭和33年8月30日

氏 名 塩尻 明夫
現住所 宝塚市
生年月日 昭和43年7月4日

第1号報告

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算
書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に關す
る計画について、次のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計(水道用水供給事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
水道用水供給事業的支出	建設改良費		28,148,513,600	25,648,245,287	874,916,640	0	0	0	874,916,640	1,625,351,673	0	関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむなく繰越しを必要とした。
			18,126,172,600	15,625,904,315	874,916,640	0	0	0	874,916,640	1,625,351,645	0	
		改良事業	16,327,793,600	13,930,452,275	874,916,640	0	0	0	874,916,640	1,522,424,685	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
水道用水供給事業的支出	営業費用		37,857,506,000	35,406,699,662	201,203,136	0	0	0	201,203,136	2,249,603,202	0	工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、やむなく繰越しを必要とした。
			33,866,663,000	31,982,594,995	201,203,136	0	0	0	201,203,136	1,682,864,869	0	
		修繕工事	2,738,793,000	2,660,853,228	16,390,080	0	0	0	16,390,080	61,549,692	0	
		撤去工事	408,872,000	169,140,140	184,813,056	0	0	0	184,813,056	54,918,804	0	

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明説
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
千早赤阪水道事業的出資支	建設改良費	施設改良事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	関係者との調整に日時を要したことにより、やむなく繰越しを必要とした。
			245,848,600	217,482,987	16,520,133	0	0	16,520,133	11,845,480	0		
			218,719,600	190,404,548	16,520,133	0	0	16,520,133	11,794,919	0		
			218,159,600	190,393,856	16,520,133	0	0	16,520,133	11,245,611	0		

第 2 号 報 告

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
工業用水道事業資本的支出	建設改良費	増設改良事業	5,419,234,000	-4,431,329,682	147,179,160	0	0	0	147,179,160	840,725,158	0	工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、やむなく繰越しを必要とした。
			4,342,496,000	3,354,592,610	147,179,160	0	0	147,179,160	840,724,230	0		
			4,342,496,000	3,354,592,610	147,179,160	0	0	147,179,160	840,724,230	0		

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計(水道用水供給事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額の内訳

番号	理由	名称	施工箇所	繰越額(円)
1	工事施工状況の変化	村野浄水場 階層系排泥ポンプ設備改良詳細設計委託	枚方市	5,464,800
2		万博公園浄水施設 送水ポンプ棟ほか電気設備詳細設計委託	吹田市	7,419,600
3		水管橋上部耐震補強工事(豊川水管橋・茨木市)	茨木市	41,690,160
4		送水管布設鋼管製作及び継手工事(藤井寺松原バイパス送水管・藤井寺市ほか)	藤井寺市	21,763,080
5		送水管布設実施設計委託(阪南・岬送水管)その1	阪南市	15,406,200
6		量水器改良工事(南部水道事業所管内)	羽曳野市	2,484,000
7	入札不調	村野浄水場ほか 構内電話設備改良工事	枚方市	36,126,000
8		庭窪浄水場 薬品注入機械設備改良工事(PACほか)	守口市	83,559,600
9		庭窪浄水場 薬品注入電気設備改良工事(PAC)	守口市	115,768,440
10		庭窪浄水場ほか 監視制御設備改良工事	守口市	83,508,840
11		庭窪浄水場 薬注棟監視制御設備改良工事	守口市	14,256,000
12		一津屋取水場 原水水質監視設備詳細設計委託	摂津市	13,296,960
13	関係機関との協議	万博公園浄水施設 非常用発電施設整備工事	吹田市	119,862,720
14		万博公園浄水施設 高圧電気設備改良工事	吹田市	64,800,000
15		万博公園浄水施設ほか 監視制御設備改良工事	吹田市	54,790,560
16		送水管布設替基本設計委託(4、5拡北部幹線・枚方市)	枚方市	8,966,160

17	関係機関との協議	泉北浄水池建築付帯電気設備設置工事	堺市	6,447,600
18		泉北浄水池建築付帯機械設備設置工事	堺市	3,419,280
19		松原ポンプ場場内整備工事	松原市	150,346,800
20		松原ポンプ場場内整備修正設計委託	松原市	5,238,000
21		送水管布設替実施設計委託(4拡南部幹線ほか・岸和田市)	岸和田市	6,210,000
22		送水管更新実施設計委託(5拡南部幹線・堺市)	堺市	14,091,840
			合計	874,916,640

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額の内訳

番号	理由	名称	施工箇所	繰越額(円)
1	工事施工状況の変化	村野浄水場 急速ろ過池点検補砂工事	枚方市	16,390,080
2		庭窪旧取水施設撤去工事(堤体部)	守口市	184,813,056
			合計	201,203,136

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額の内訳

番号	理由	名称	施工箇所	繰越額(円)
1	との関係者 との協議	老朽管更新工事(千早地区)	千早赤阪村	16,520,133
			合計	16,520,133

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額の内訳

番号	理由	名称	施工箇所	繰越額(円)
1	工事施工状況の変化	配水管布設工事 (豊中正雀連絡管・吹田市)1工区その2	吹田市	38,492,280
2		配水管布設鑄鉄管製作及び継手工事 (豊中正雀連絡管・吹田市)1工区その2	吹田市	22,799,880
3		配水管布設工事(八尾中央線分岐・柏原市)	柏原市	55,265,760
4		配水管更新工事 (2次工水2期管・堺市)	堺市	2,718,360
5	関係機関との協議	大庭浄水場 外周塀改良詳細設計委託	守口市	5,524,200
6		配水管布設替修正設計委託 (高槻幹線・摂津市)	摂津市	5,098,680
7		バイパス配水管布設基本設計委託 (新家～大泉緑地)	八尾市	17,280,000
合計				147,179,160

参考 地方公営企業法抜粋

(予算の繰越)

第二十六条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。